議第113号

下呂市ハラスメント防止等に関する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

市長等、職員及び議員間における、全てのハラスメントを防止・排除し、良好な職場環境と勤務環境を確立するため、当該条例を制定するもの。

下呂市ハラスメント防止等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　市長等及び職員（第５条－第12条）
第３章　議員（第13条－第18条）
第４章　雑則（第19条－第21条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市長等、職員及び議員がハラスメントに対する深い認識を持ち、互いの人格を尊重することの重要性を理解するため、ハラスメントの防止及び排除に関し必要な事項を定めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応を定めることにより、すべての者が快適に働くことができる職場環境及び勤務環境を確立することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市長等　市長、副市長及び教育長並びに下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）に規定する特別職の職員をいう。

（２）　職員　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。

（３）　議員　本市議会の議員をいう。

（４）　ハラスメント　次号から第７号までに掲げるもののほか、誹謗、中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって相手方の人格若しくは尊厳又は職場環境及び勤務環境を害するものをいう。

（５）　パワー・ハラスメント　パワー・ハラスメントの防止等（令和２年人事院規則10-16）第２条に規定する職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の職場環境及び勤務環境を害することとなるようなものをいう。

（６） セクシュアル・ハラスメント　セクシュアル・ハラスメントの防止等（平成10年人事院規則10-10）第２条第１号に規定する他の者を不快にさせる職場又は職場外における性的な言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の職場環境及び勤務環境を害することとなるようなものをいう。

（７） 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント　他の者を不快にさせる職場又は職場外における妊娠、出産、育児又は介護に関する言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の職場環境及び勤務環境を害することとなるようなものをいう。

（８） 職場環境　市長等、職員及び議員が、日常的に職務を遂行し、又は活動を行う庁舎、議場その他の施設等の物理的な環境をいう。

（９） 勤務環境　職場環境のほか、出張先、視察先、職務に関連する行事その他場所の如何を問わず、市長等、職員及び議員が職務を遂行する上での人的関係、心理的状況、労働条件その他職務に関する一切の状況であって、市長等、職員及び議員が個人の尊厳を尊重され、精神的及び身体的に安心して職務を遂行できる環境をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、市長等、職員及び議員の間におけるハラスメントについて適用する。

（ハラスメントの禁止）

第４条　市長等、職員及び議員は、いかなる場合においてもハラスメントを行ってはならない。

第２章　市長等及び職員

（市長等の責務）

第５条　市長等は、この条例の目的を達成するため、職員に対しハラスメントの防止に関する周知啓発を行い、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して職員の職場環境及び勤務環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　市長等は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮又は良好な職場環境及び勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、個人の人格を尊重し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

（管理監督者の責務）

第６条　職員のうち所属する部署の職員を管理又は監督する立場にある職員（以下次項において「管理監督者」という。）は、職員の育成及び能力開発が責務であることに留意するとともに、職場におけるハラスメントの防止に努めなければならない。

２　管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じ、又は職員に不利益が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（職員の責務）

第７条　職員は、他の職員を職務遂行上の対等なパートナーとして認め、互いの人権を尊重しなければならない。

（相談等の申出）

第８条　ハラスメントを受けた職員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員は、ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

（ハラスメント相談員設置）

第９条　市長は、前条に規定するハラスメントに関する申出に対する事実確認等の調査、事案の処理及び解決をさせるため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（ハラスメント処理委員会の設置）

第10条　市長は、前条に規定する相談員では対応が困難な申出について、当事者から直接事実確認等を行い、事案の適切な処理及び解決について審議するため、ハラスメント処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（対応措置）

第11条　公正な事実確認等の調査によりハラスメントの事実が確認されたときは、関係法令に基づき適切に対応するとともに、次の各号に掲げる者に対して、それぞれ当該各号に定める処分を行うことができる。

（１）　市長等　公表

（２）　職員　懲戒処分等

（職務代行）

第12条　市長がハラスメントの当事者であると確認されたときは、副市長が本条例に規定する市長の職務を代理する。

第３章　議員

（議長及び議員の責務）

第13条　議長は、この条例の目的を達成するため、議員に係るハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備し、ハラスメントに起因して議員の職場環境及び勤務環境が害され、又は議員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮又は良好な職場環境及び勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、個人の人格を尊重し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

（相談等の申出）

第14条　ハラスメントを受けた議員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した議員は、ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

（議員の申出窓口の設置）

第15条　議長は、議員からのハラスメントに関する申出に対応するため、議会事務局にハラスメントの申出窓口を設置する。

２　申出窓口は、前条に規定する申出を受けたときは、当該申出に対する事実確認等の調査を行うものとする。

（審査会への諮問）

第16条　議長は、前条に規定する申出が下呂市議会議員政治倫理条例（令和８年下呂市条例第〇号）第５条第１項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、同条例第９条に規定する下呂市議会政治倫理審査会に対し、当該申出についての審査を諮問することができる。

（対応措置）

第17条　議長は、前条に規定する審査の結果、ハラスメントである旨の報告を受けたときは、同条例第14条に規定する措置を講じることができる。

（職務代行）

第18条　議長がハラスメントの当事者であると確認されたときは、副議長が本条例に規定する議長の職務を代理する。

第４章　雑則

（調査への協力等）

第19条　市長等、職員及び議員は、第９条に規定する相談員及び第15条に規定する申出窓口（以下次項において「相談員等」という。）又は第10条に規定する委員会及び第16条に規定する審査会（以下次項において「委員会等」という。）が行う調査に対して全面的に協力し、当事者間だけの問題とせず、良好な職場環境、勤務環境の保持に努めるものとする。

２　相談員等及び委員会等は、ハラスメントが市長等と議員又は職員と議員が当事者となるときは、相談員等において調査内容の共有を行うものとし、最終的な事案の処理及び解決については、加害者となる側の委員会等で行うものとする。

（プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止）

第20条　相談員等、委員会等の委員その他事案に関する業務に携わる議員及び職員は、ハラスメントの当事者、当該ハラスメントに係る情報提供者等のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　市長等、議員及び職員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

【参考資料】

下呂市ハラスメント防止等に関する条例要綱

１．制定理由

市長等、職員及び議員間における、全てのハラスメントを防止・排除し、良好な職場環境と勤務環境を確立するため、当該条例を制定するものです。

２．概要

（１） この条例を制定する目的を規定しています。

（第１条関係）

（２） この条例に使用する用語の定義を規定しています。

〇市長等には、市長、副市長、教育長のほか、『非常勤の特別職』も含みます。

〇ハラスメントには、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのほか、『相手方の人格若しくは尊厳又は職場環境及び勤務環境を害するもの』すべての行為を含みます。

〇勤務環境には、市役所内だけでなく、出張先などの職場以外での全ての環境も含みます。

（第２条関係）

（３） この条例は、市長等・職員・議員間におけるハラスメントに適用します。

（第３条関係）

（４） 市長等・職員・議員は、いかなるハラスメントを行うことを禁止します。

（第４条関係）

（５） 市長等・管理職の職員・職員の責務について規定しています。

（第５条、第６条、第７条関係）

（６） ハラスメントを受けたり、目撃したり、聞いたりした職員は申出することができ、その申出について調査し対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」といいます。）・ハラスメント処理委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

（第８条、第９条、第 10 条関係）

（７） ハラスメントの事実が確認されたときの処分方法について規定しています。

（第 11 条関係）

（８） 市長がハラスメントの当事者となったときは、副市長が市長の職務を代理します。

（第 12 条関係）

（９） 議長・議員の責務について規定しています。

（第 13 条関係）

(10) ハラスメントを受けたり、目撃したり、聞いたりした議員は申出することができ、その申し出について調査するため、ハラスメントの申出窓口を設置します。

（第 14 条、第 15 条関係）

(11) 議長は、調査の結果が政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、下呂市議会政治倫理審査会に対し、当該申出についての審査を諮問することができ、下呂市議会議員政治倫理条例に規定する措置を講じることができます。

（第 16 条、第 17 条関係）

(12) 議長がハラスメントの当事者となったときは、副議長が議長の職務を代理します。

（第 18 条関係）

(13) 市長等、職員及び議員は、相談員等及び委員会等が行う調査には全面的に協力するものとし、市長等と議員又は職員と議員が当事者となるときは、加害者側の委員会又は審査会で最終的な処理・解決を行います。

（第 19 条関係）

(14) 関係者は、職務上知り得た情報は漏らしてはいけません。また、市長等、職員及び議員は、申出者等に対し、不利益な取り扱いはしてはいけないものとします。

（第 20 条関係）

(15) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

（第 21 条関係）

(16) この条例は、令和９年４月１日から施行します。

（附則関係）